

日本染色体遺伝子検査学会会則

第1章 名 称

第1条 本会は日本染色体遺伝子検査学会（The Japanese Association for Chromosome and Gene Analysis）と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は細胞、遺伝子および染色体に関する検査の進歩・発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1) 学会総会の開催
- 2) 会誌の発行
- 3) 国内・外の関係学術団体との連絡および協力活動
- 4) その他、本会の目的達成するために必要な事項

第4条 本会の事務局は、香川県高松市牟礼町原 281 番地の 1 香川県立保健医療大学上野研究室内に置く。

2 本会の会費納入口座は、北海道札幌市北区北 14 条西 5 丁目北海道大学病院検査・輸血部内に置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員からなる。

- 1) 正会員は本会の目的に賛同し、所定の手続きを完了した者とする。
- 2) 学生会員は本会の目的に賛同し、所定の手続きを完了したものとする。
- 3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人または団体とする。
- 4) 名誉会員は本会のために多大の貢献のあった正会員で理事会が推薦し、総会の承認を得たものとする。

第6条 本会に入会しようとするものは所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、事務局に提出する。

第7条 退会の際は所定の用紙に必要事項を記入し事務局に提出する。

第8条 特別の理由なく会費を 2 年以上滞納した会員はその資格を失う。

第4章 役 員

第9条 本会に次の役員を置く。任期は選挙年の 10 月 1 日から任期満了年の 9 月 30 日までの 4 年とし、再任を妨げない。

理事長 1 名

理事 10 名（同数票の場合 10 名以上となる。）

監事 2 名

2 会の運営を円滑に行うために、理事会の決定をもって本会に顧問および相談役を若干名置くことができる。

第10条 理事は理事会を組織し、会務の審議および本会の運営に当たる。理事に庶務、会

計、編集、専門委員会および部会の担当理事を置き理事長が委嘱する。

第11条 理事は正会員の中から正会員の投票により選出された者とする。投票は10名連記、無記名とし、詳細は別途理事会で定める。また、理事長枠で数名の理事を直接選出することができる。

第12条 理事長は理事の互選により選出する。

第13条 監事は正会員の中から理事会で選出し、会務を監査する。

第5章 委員会

第14条 本会に委員会を置くことができる。

- 1) 資格認定に関する委員会
- 2) その他、必要と認められる委員会

第6章 会議

第15条 総会は重要事項を審議し、毎年1回、理事長が召集する。開催地は総会の承認を得て理事長が決定する。総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

第16条 理事会は総会事項及び会員に関する事項などの所要事項を審議し、必要に応じて理事長が召集する。

第7章 会計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

第18条 毎年度の収支決算は総会の承認を受けなければならない。

第19条 本会の入会金は1,000円、会費は年額で、正会員5,000円、学生会員1,000円、賛助会員1口10,000円とする。名誉会員、顧問および相談役は会費を免除される。

第20条 学術集会においては出席者から参加費を徴収することができる。

第21条 本会の会計年度は10月1日に始まり9月30日に終わり、終了年を年度の呼称とする。

第8章 支部の設置

第22条 本会に北海道、東北、関東甲信、中部、近畿、中四国、九州の7支部を置く。支部の会則は本会則に準拠し、細部は当該支部が定めることができる。

第9章 会則の変更及び運用

第23条 本会の会則を変更する場合は総会の決議を得る。

第24条 会則に定めのないことは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を準用し、条理に従い解釈する。

附 則

本会則は平成15年11月8日より一部改正し実施する。

附 則

本会則は平成16年11月8日より一部改正し実施する。

附 則

本会則は平成17年10月9日より一部改正し実施する。

附 則

本会則は平成 18 年 11 月 19 日から一部改正し施行する。

附 則

本会則は、平成 19 年 11 月 17 日から一部改正し施行する。

附 則

本会則は、平成 21 年 11 月 28 日から一部改正し、施行する。

附 則

本会則は、平成 24 年 1 月 1 日から一部改正し、施行する。

附 則

本会則は、平成 26 年 11 月 29 日から一部改正し、施行する。